

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付書を郵送します

村から郵送する平成28年度の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付書についてお知らせします。

【問い合わせ】福祉保険課(☎282-1711) ▽国民健康保険について…国保年金担当(内線1131～1133) ▽後期高齢者医療保険について…地域医療担当(内線1134～1136)



後期高齢者医療保険制度の被保険者の方へ

後期高齢者医療保険料の納付書を郵送します

平成28年度の後期高齢者医療保険料が決定しましたので、7月13日(水)に後期高齢者医療保険料納入通知書と納付書を郵送します。納期限までの納付にご協力をお願いします。なお、特別徴収(年金天引き)の方には、8月に「後期高齢者医療保険料のお知らせ」を郵送します。

国民健康保険被保険者の方へ

国民健康保険税の納付書を郵送します

平成28年度の国民健康保険税額が決定しましたので、7月13日(水)に国民健康保険税納税通知書と納付書(口座振替の方を除く)を郵送します。国保税の納税義務者は世帯主ですので、世帯主が会社員等で国保の加入者でない場合でも、世帯の中に国保加入者がいれば、世帯主宛てに納税通知書をお送りします。

【今年度の変更点】

①税率・税額の引き上げ

「広報とうかい」(1月25日号)でお知らせしたとおり、平成28年度から税率・税額を改定しました(表1参照)。国保の財源は、国民健康保険税(国保税)と、国・県の負担金等によって賄われていますが、急激な高齢化や医療費の増大等により、財政は大変厳しい状況です。

村では、平成24年度から2年ごとに税率等を見直してきましたが、未だ一般会計からの赤字補填的な繰入金で補っている現状にあります。今後も、繰入金の解消と保険給付の伸びに応じて定期的に税率等の改定を行っていく必要がありますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

便利な納付方法があります!

▼銀行のキャッシュカードで、口座振替の申し込みができます!

銀行のキャッシュカード(要暗証番号入力)があれば、役場の窓口で口座振替の申し込みができます。一度申し込みれば毎年の手続きは不要で、納期限を忘れることなく、現金を持ち歩く心配もないので、安心です。

▼納期限内であれば、土・日曜日、祝日や夜間でもコンビニで手数料が掛からずに納められます。

▼昨年度までは、特別徴収(年金天引き)だった方でも、今年度分の(国保税または後期高齢者医療保険料)の納付書が届いた場合は、納付書で納めてください。

次のいずれかに該当する場合は、特別徴収から普通徴収(納付書)に切り替わりますので、今回郵送する納付書で納め

②課税限度額(年間上限額)の引き上げ

平成28年度に地方税法施行令による賦課限度額の法定限度額が改正されたことに伴い、中間所得者層の保険税負担に配慮し、所得による保険税の負担を公平にするために、課税限度額を引き上げました(表1参照)。

【表1 平成28年度 国保税率等改正内容(括弧内の数値は昨年度の数値)】

区 分		40歳未満の方 65～74歳の方			40～64歳の方	
算出方法		A 基礎課税額	B 後期高齢者支援金分	C 介護納付金分	合計 (A+B)	合計 (A+B+C)
所得割	(前年の所得金額※-基礎控除33万円)×税率	6.7% (6.4%)	1.85% (1.8%)	1.65% (1.55%)	8.55% (8.2%)	10.2% (9.75%)
均等割	加入者1人に付き	1万9,800円 (1万8,500円)	変更なし (5,500円)	変更なし (1万1,600円)	2万5,300円 (2万4,000円)	3万6,900円 (3万5,600円)
平等割	1世帯に付き	2万800円 (1万9,500円)	変更なし (5,500円)	—	2万6,300円 (2万5,000円)	2万6,300円 (2万5,000円)
課税限度額(年間上限額)		54万円 (52万円)	19万円 (17万円)	変更なし (16万円)	73万円 (69万円)	89万円 (85万円)

※平成27年1月～12月の、世帯の国保加入者の所得で算出しています。

③低所得者に対する保険税軽減が拡大

世帯の合計所得金額が一定額以下の場合、均等割・平等割が軽減となりますが、その判定の基準額を表2のとおり引き上げました。該当する場合は、あらかじめ減額した納税通知書を郵送しています。

ただし、減額の判定には所得の申告が必要です。村民税の申告が不要で未申告の場合は、判定できないため、減額を受けられないことがあります。忘れずに申告をお願いします。

【表2 軽減の対象となる所得※1の基準額】(下線は変更点)

軽減の割合	変更前(平成28年3月まで)	変更後(平成28年4月から)
7割	33万円以下	変更なし
5割	33万円+(26万円×被保険者数※2)以下	33万円+(<u>26万5,000円</u> ×被保険者数※2)以下
2割	33万円+(47万円×被保険者数※2)以下	33万円+(<u>48万円</u> ×被保険者数※2)以下

※1 前年1～12月の国保加入者全員分の所得総額(国保被保険者でない世帯主分を含む)です。

※2 同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢医療制度の被保険者に移行した方を含みます。

【納付書の郵送に関する注意点】

▼年度の途中で40歳になる方は…誕生月(1日生まれの方はその前月)から国保税(介護納付金分)が課税されるため、誕生月の翌月に税額変更決定通知書を送付します。

▼年度の途中で65歳になる方は…誕生月の前月(1日生まれの方はその前々月)分まで国保税(介護納付金分)が課税されるため、あらかじめ各納期に介護納付金分を割り振りしてあります。

▼年度の途中で75歳になる方は…誕生月の前月分まで国保税が課税されます。75歳になる方には、後期高齢者医療制度への切り替え手続きの案内が届きます。後期高齢者医療制度への移行後、国保加入者が同じ世帯に1人になる場合は、国保税の平等割額(基礎課税分・後期高齢者支援金分)が最初の5年間は2分の1、その後3年間は4分の1が軽減されます。該当する方には、あらかじめ軽減した納税通知書を送付しています。

▼全期分を一度に納めたときは、国保の場合には全部の納付書、後期高齢者医療保険の場合は全期分の納付書を使って、納付取扱機関(納付書に記載)にて、全額を納めることができます。

▼世帯主が年度途中で75歳になるため、国保から後期高齢者医療制度に移行する世帯▽国保税・後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、年金額の2分の1を越える方▽加入状況や所得状況の変更等により、保険税(料)が減額となった場合▽年金支給停止などの理由により、保険税(料)の特別徴収ができなかった場合▽年金受給額が年額18万円未満の方

納期限までに納付できない事情があるときは、ご相談ください。